



第69回 定時株主総会 招集ご通知

日時

令和2年6月26日（金）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

香川県高松市花ノ宮町二丁目3番9号
当社本店（5階）
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の
割当てのための報酬決定の件

目次

第69回定時株主総会招集ご通知	P.1
事業報告	P.3
連結計算書類	P.16
計算書類	P.19
監査報告書	P.22
株主総会参考書類	P.28



招集ご通知

証券コード 1939
令和2年6月5日

株 主 各 位

香川県高松市花ノ宮町二丁目3番9号

株式会社 四電五

取締役社長 宮内 義憲

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和2年6月25日（木）午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	令和2年6月26日（金）午前10時
2. 場 所	香川県高松市花ノ宮町二丁目3番9号 当社本店（5階） （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項 1.第69期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2.第69期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役11名選任の件

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yondenko.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yondenko.co.jp/>）に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染状況にご留意いただき、議決権の行使につきましては、書面による方法もごございますのでご活用ください。

本株主総会に出席を検討されている株主さまは、株主総会開催日時時点の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場のおりにはマスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会当日は、会場において感染予防のための措置を講じる場合がございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、設備投資や雇用は引き続き良好なものの、海外経済や消費増税の影響に加え、年度末にかけて新型コロナウイルス感染拡大により消費や生産の停滞が顕在化するなど景気減速が懸念されており、四国地域においても、ほぼ全国と同様の状況で推移しました。

当建設業界におきましては、公共投資や民間投資など全体として高水準を維持する一方、人手不足や工事原価の上昇など厳しい状況も続きました。

こうしたなか、当社グループは、積極的な営業活動の展開や施工効率の向上、業務全般にわたる合理化・効率化、成長投資枠を活用した収益基盤の強化などを図り、業績の確保に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の当社グループの受注高は 820億83百万円（前連結会計年度比 3.6%増）、売上高は 827億28百万円（同 2.9%増）、営業利益は 34億18百万円（同 16.3%増）、経常利益は 39億6百万円（同 3.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は 22億89百万円（同 4.3%減）となりました。

また、連結子会社業績の寄与などから増収、営業利益、経常利益は増益となり、連結ROE（自己資本当期純利益率）は 4.9%となりました。

■当連結会計年度の受注高および売上高

(単位：百万円)

区 分	受 注 高			売 上 高		
	金 額	対前連結会計年度		金 額	対前連結会計年度	
		増減金額	増減率 (%)		増減金額	増減率 (%)
設 備 工 事 業	78,529	2,543	3.3	77,358	2,090	2.8
その他の事業	3,553	292	9.0	5,370	227	4.4
合 計	82,083	2,836	3.6	82,728	2,317	2.9

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、首都圏や関西圏における再開発計画などによる底堅い建設需要が見込まれていますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い受注面、施工面への影響も

予断を許さないものがあります。また、電力関連工事についても、電力自由化等により大きな伸びは期待できないものの、自然災害が激甚化するなかでしっかりライフラインを支えていかなければなりません。

さらに、中長期的には、少子高齢化や経済社会の成熟化などにより市場規模が縮小していくことが予想されます。

このような情勢をうけ、まずは新型コロナウイルスによる足元の影響の極小化に努め、目標最終年度を迎える「中期経営指針2020」の達成に向けて同指針に掲げる重点施策を着実に進めてまいります。

また、将来の事業環境を見据えた次期中期経営指針の策定を通じ、総合生産性の向上に取り組む当社グループの持続的成長の実現と企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、これまでごおり、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【中期経営指針2020の概要】

① 数値目標(連結)

(参考)

	2020年度	2019年度 (実績)
売上高	850億円以上	827.2億円
営業利益	30億円以上	34.1億円
R O E (自己資本当期純利益率)	5%程度	4.9%

② 重点施策

○上記目標を達成するため、以下の3つを重点施策と捉え、優先的に取り組んでまいります。

- | | | |
|----------------|------------|-------------|
| 1. 人財づくりと能力の発揮 | 2. 経営体質の強化 | 3. 新たな挑戦と創造 |
|----------------|------------|-------------|

○併せて、将来を見据えた100億円規模の成長投資枠を設定し、総合設備企業としての基盤強化を図ってまいります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資総額は、設備工事業への投資をはじめ、車両等の取得など 16億15百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、設備投資およびリース資産取得資金の一部に充当するため、長期借入金により 18億50百万円を借入れました。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第66期 (平成28年度)	第67期 (平成29年度)	第68期 (平成30年度)	第69期 (当連結会計年度) (令和元年度)
受 注 高	77,220	75,425	79,246	82,083
売 上 高	70,125	77,055	80,411	82,728
営 業 利 益	2,228	2,674	2,938	3,418
経 常 利 益	2,673	3,211	3,785	3,906
親会社株主に帰属する当期純利益	1,751	2,284	2,392	2,289
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	223円25銭	291円23銭	305円10銭	291円99銭
総 資 産	77,616	88,315	91,442	88,101
純 資 産	43,101	44,486	46,475	46,511

- (注) 1. 平成29年10月1日付で、5株を1株とする株式併合を行っております。1株当たり当期純利益については、第66期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し算定しております。
2. 第68期より、『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を適用しており、第67期の総資産については、組替えて記載しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	当社の出資比率（％）	主要な事業内容
株式会社ヨンコービジネス	30	100	リース事業
株式会社キャデワサービス	10	100	設備工事業
株式会社アクセル徳島	20	100	設備工事業
株式会社高知クリエイト	20	100	設備工事業
株式会社アクセル松山	20	100	設備工事業
株式会社香川クリエイト	20	100	設備工事業
株式会社ヨンコーソーラー	10	100	太陽光発電事業
有元温調株式会社	30	100	設備工事業
アイ電気通信株式会社	70	100	設備工事業
菱栄設備工業株式会社	20	100	設備工事業
株式会社関西設備	21	100	設備工事業

(注) 株式会社関西設備は、令和元年8月23日の株式取得に伴い、当連結会計年度より、連結の範囲に含めることとしたため、重要な子会社として記載しております。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
設備工事業	配電工事、送電・土木工事、電気・計装工事、空調・管工事、情報通信工事
その他の事業	リース事業、CADソフト販売事業、太陽光発電事業

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

名 称	所在地	名 称	所在地
本 店	香川県高松市	香 川 支 店	香川県高松市
徳 島 支 店	徳島県徳島市	東 京 本 部	東京都港区
高 知 支 店	高知県高知市	大 阪 本 部	大阪市中央区
愛 媛 支 店	愛媛県松山市		

② 連結子会社の本店

会 社 名	所在地	会 社 名	所在地
株式会社ヨンコービジネス	香川県高松市	株式会社ヨンコーソーラー	香川県高松市
株式会社キャデワサービス	香川県高松市	有元温調株式会社	兵庫県神戸市
株式会社アクセル徳島	徳島県徳島市	アイ電気通信株式会社	大阪府大阪市
株式会社高知クリエイト	高知県高知市	菱栄設備工業株式会社	埼玉県富士見市
株式会社アクセル松山	愛媛県松山市	株式会社関西設備	高知県高知市
株式会社香川クリエイト	香川県高松市		

(注) 株式会社関西設備は、(6) の注記のとおり、当連結会計年度より連結子会社としております。

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,451名	△8名

(注) 従業員は、就業人員（入向者 363名を含み、連結子会社外への出向者 24名を除く。）により表示しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入額（百万円）
株 式 会 社 中 国 銀 行	3,505
株 式 会 社 伊 予 銀 行	2,470
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	1,400

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 8,127,735株(自己株式 286,801株を含む。)
 (3) 株主数 4,051名
 (4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
四国電力株式会社	2,499	31.88
四電工従業員持株会	451	5.75
株式会社中国銀行	234	2.99
株式会社伊予銀行	222	2.84
株式会社百十四銀行	218	2.79
株式会社愛媛銀行	191	2.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	169	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	162	2.07
光通信株式会社	101	1.30
日本生命保険相互会社	88	1.12

- (注) 1. 当社は、自己株式 286,801株を保有しておりますが、上記の表から除いております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮内 義憲	
代表取締役専務取締役	末 廣 憲 二	経営補佐、企画広報部・事業開発部（海外）・営業本部・技術本部担当、東京本部担任、原価管理室長
代表取締役専務取締役	古 川 俊 文	経営補佐、人事労務部・事業開発部・経理部・働き方改革担当
常 務 取 締 役	小 嶋 唯 司	電力本部長、安全部担当
常 務 取 締 役	馬 場 一 壽	総務部・ITシステム推進室担当
常 務 取 締 役	松 岡 一 雄	営業本部長
常 務 取 締 役	重 松 雅 男	営業本部副本部長 兼 アイ電気通信株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	高 橋 亮	技術本部長、資材部担当
取 締 役	白 井 久 司	四国電力株式会社取締役常務執行役員
取 締 役	森 糸 繁 樹	アオイ電子株式会社社外取締役監査等委員
取 締 役	真 鍋 洋 子	アイル・パートナーズ株式会社代表取締役会長 香川日産自動車株式会社監査役
常任監査役（常勤）	玉 野 弘	
監 査 役（常勤）	白 杵 明 彦	
監 査 役	川 原 央	四国電力株式会社取締役監査等委員
監 査 役	大 藪 修 二	
監 査 役	岡 林 正 文	公認会計士 株式会社日本総陰社外取締役監査等委員

- (注) 1. 令和元年6月27日開催の第68回定時株主総会において、古川俊文、重松雅男、高橋亮、白井久司の4氏は取締役、川原央氏は監査役に新たに選任され就任いたしました。
2. 令和元年6月27日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、取締役家高順一、岡崎明、浪越敬二、横井郁夫の4氏および監査役松本真治氏は任期満了により退任いたしました。
3. 令和元年6月27日開催の取締役会で、取締役古川俊文氏は代表取締役専務取締役に、取締役重松雅男、高橋亮の両氏は常務取締役に選定され就任いたしました。
4. 常務取締役重松雅男氏は、令和元年6月27日、アイ電気通信株式会社の取締役から代表取締役社長に就任いたしました。
5. 取締役森糸繁樹氏は、令和元年6月26日、アオイ電子株式会社の社外取締役から社外取締役監査等委員に就任いたしました。
6. 監査役川原央氏は、令和2年4月1日、四国電力送配電株式会社監査役に就任いたしました。
7. 取締役白井久司、森糸繁樹、真鍋洋子の3氏は、社外取締役であります。
8. 監査役川原央、大数修二、岡林正文の3氏は、社外監査役であります。
9. 取締役森糸繁樹、真鍋洋子および監査役大数修二、岡林正文の4氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
10. 監査役岡林正文氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する高度な知識と経験を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	15名 (4名)	175百万円 (6百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (4名)	43百万円 (6百万円)
合 計 (うち社外役員)	21名 (8名)	219百万円 (12百万円)

- (注) 上記には、令和元年6月27日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名および監査役1名を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役白井久司氏は四国電力株式会社の取締役常務執行役員であります。当社は同社と工事請負等の取引関係があります。

取締役森糸繁樹氏はアオイ電子株式会社の社外取締役監査等委員であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

取締役真鍋洋子氏はアイル・パートナーズ株式会社の代表取締役会長であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。また、同氏は香川日産自動車株式会社の監査役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

監査役川原央氏は四国電力株式会社の取締役監査等委員であります。当社は同社と工事請負等の取引関係があります。また、同氏は四国電力送配電株式会社の監査役であります。当社は同社と工事請負等の取引関係があります。

監査役岡林正文氏は株式会社日本総陰の社外取締役監査等委員であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
取締役 白井久司	令和元年6月27日取締役就任以来開催の取締役会9回のうち7回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 森糸繁樹	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 真鍋洋子	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 川原央	令和元年6月27日監査役就任以来開催の取締役会9回全てに、また、監査役会9回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 大藪修二	当事業年度開催の取締役会11回全てに、また、監査役会12回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 岡林正文	当事業年度開催の取締役会11回全てに、また、監査役会12回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての社外取締役および社外監査役と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額となります。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額

36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積根拠等を確認し検討した結果、上記金額に同意いたしました。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

36百万円

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為を行った場合その他会計監査人に監査を継続させることが相当でないと判断するに至った場合には、解任または不再任の手続きをとることとしております。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、取締役会決議により、「業務の適正を確保するための体制」を定めております。当該体制の内容および運用状況は、以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、未来をひらく総合設備企業として、ゆとりと潤いのある生活空間づくりを通じて、社会・経済・文化の発展に貢献していく上で、適法・適正かつ効率的な事業活動を行い、社会からの信頼を得ることが重要であることから、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」を以下のとおり定める。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会を原則として毎月1回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の報告を受け、これを監督する。また、各取締役が自らの権限内で行う職務執行のうち重要なものについては、情報共有することにより、相互に監督する。
- ・グループ行動規範及びガイドライン等のコンプライアンスに関する方針のもと、コンプライアンスに関する委員会を運営し、取締役自らが法令・企業倫理の遵守を積極的に推進する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、保存期間等の管理方法を定めた社内規程に基づき適切に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・事業運営に関するリスクについては、毎年度の経営計画に反映し、経営のマネジメントサイクルの中でリスクの統制を行う。
- ・経営に影響を及ぼすおそれのある突発的な危機については、危機管理に関する社内規程に基づき、迅速かつ的確に対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・経営計画において、毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開する。

- ・ 経営管理に関する社内規程において、各職位の責任・権限や業務の基本的な枠組みを明確にするとともに、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。
 - ・ 経営管理システムが有効かつ円滑に機能していることを確認するため、内部監査部門による監査を実施する。
- ⑤ **使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
- ・ グループ行動規範及びガイドライン等のコンプライアンスに関する方針のもと、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底する。
 - ・ 適法・適正な業務執行を確認する観点から、内部監査部門による監査を実施する。
- ⑥ **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ・ 子会社管理に関する規程に基づいて、計画及び業績に関する定期的な意見交換や経営上重要な事項が発生した場合の報告などにより、グループ内の緊密な情報連係を実施する。
 - ・ グループ各社の事業運営に関するリスクについては、毎年度の経営計画に反映し、経営のマネジメントサイクルの中でリスクの統制を行う。
 - ・ グループ経営方針に基づき、グループ各社は、毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開する。
 - ・ グループ行動規範及びガイドライン等のコンプライアンスに関する方針のもと、グループ各社の取締役及び従業員は、法令・企業倫理の遵守を徹底する。
 - ・ グループ各社の業務の適正な遂行を確認するため、適宜、当社の内部監査部門による監査を実施する。
- ⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- ・ 監査役の職務を補助する専任組織として、監査役に直属する監査役室を置き、監査役の求めに応じて必要なスタッフを配置する。
- ⑧ **監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役からの指示の実効性に関する事項**
- ・ 監査役室のスタッフの職務執行について、取締役の指揮命令からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保する。
 - ・ 監査役室のスタッフの人事に関する事項については、監査役の意見を尊重する。

⑨ 監査役への報告に関する体制

- ・法令の定めによるもののほか、重要会議への監査役の出席や社内報告制度により、グループ会社を含む重要な業務執行に関する事項について、監査役に報告する。また、監査役から求められた場合、適切に報告する。
- ・監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、不利益な取扱いを行わない。

⑩ 監査の職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査の実施のために必要な費用については、当社が負担する。

⑪ その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役と監査役との定期的な意見交換の実施や内部監査部門と監査役の緊密な関係などにより、監査役監査の実効性を高めるための環境整備を行う。

⑫ 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ・反社会的勢力からの不当要求等に対しては、グループ全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するべく制定した、「四電工グループ行動規範」、「経営計画」、「組織規程」などの諸制度や規程類に従い、取締役会を原則月1回（当事業年度は、11回）開催しているほか、子会社社長会を通じグループ全体での情報共有を行い、経営のマネジメントサイクルの中で統制し、リスクの低減を図っております。

コンプライアンスにつきましては、階層別研修などの集合教育に加え、遠隔教育システム（eラーニング）を活用した教育を実施するなど、グループ全体で法令・倫理遵守の徹底に努めております。

内部監査部門である考査室は、業務全般を対象とした内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告しております。

また、監査役には監査に必要な環境が提供され、社内報告制度および取締役会をはじめとした重要会議への出席や、代表取締役、会計監査人および考査室とそれぞれ定期的に意見交換し、監査の実効性を高めております。

（本事業報告に記載の金額および株式数は、単位未満を切り捨てて表示しております。）

連結計算書類

連結貸借対照表 (令和2年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	43,260	流動負債	27,422
現金預金	5,025	支払手形・工事未払金等	11,313
受取手形・完成工事未収入金等	22,371	短期借入金	980
電子記録債権	984	1年内償還予定の社債	16
リース投資資産	3,388	1年内返済予定の長期借入金	2,810
未成工事支出金	4,639	未払金	5,219
その他のたな卸資産	1,688	未払法人税等	1,062
関係会社預け金	3,500	未成工事受入金	3,158
その他	1,719	工事損失引当金	40
貸倒引当金	△57	その他	2,821
固定資産	44,840	固定負債	14,167
有形固定資産	28,065	社債	226
建物・構築物	7,240	長期借入金	10,526
機械・運搬具・工具器具・備品	8,987	役員退職慰労引当金	274
土地	11,787	退職給付に係る負債	2,988
建設仮勘定	50	その他	151
無形固定資産	3,000	負債合計	41,589
のれん	2,429	(純資産の部)	
その他	570	株主資本	47,907
投資その他の資産	13,775	資本金	3,451
投資有価証券	9,653	資本剰余金	4,221
長期貸付金	54	利益剰余金	40,899
退職給付に係る資産	1,246	自己株式	△664
繰延税金資産	2,337	その他の包括利益累計額	△1,396
その他	504	その他有価証券評価差額金	△459
貸倒引当金	△21	退職給付に係る調整累計額	△936
資産合計	88,101	純資産合計	46,511
		負債純資産合計	88,101

連結損益計算書 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	77,358	
その他の事業売上高	5,370	82,728
売上原価		
完成工事原価	66,980	
その他の事業売上原価	3,891	70,871
売上総利益		
完成工事総利益	10,378	
その他の事業総利益	1,478	11,857
販売費及び一般管理費		8,439
営業利益		3,418
営業外収益		
受取利息及び配当金	268	
物品売却益	101	
その他	261	631
営業外費用		
支払利息	51	
その他	91	142
経常利益		3,906
特別利益		
固定資産売却益	7	7
特別損失		
固定資産売却損	1	
減損損失	141	
投資有価証券評価損	248	
その他	3	395
税金等調整前当期純利益		3,518
法人税、住民税及び事業税	1,379	
法人税等調整額	△150	1,228
当期純利益		2,289
親会社株主に帰属する当期純利益		2,289

連結株主資本等変動計算書 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資 剩 余 本 金	利 剩 余 益 金	自己株式	株主資本合計	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退職給付に係る調整累計額	
当期首残高	3,451	4,221	39,322	△661	46,334	1,149	△1,008	46,475
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当			△666		△666			△666
親会社株主に帰属する当期純利益			2,289		2,289			2,289
自己株式の取得				△3	△3			△3
合併による減少			△46		△46			△46
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）						△1,609	71	△1,537
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,576	△3	1,573	△1,609	71	35
当期末残高	3,451	4,221	40,899	△664	47,907	△459	△936	46,511

計算書類

貸借対照表 (令和2年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,722	流動負債	22,661
現金預金	1,551	支払手形	2,161
受取手形	2,001	工事未払金	8,379
完成工事未収入金	17,663	リース債務	694
未成工事支出金	2,645	未払金	4,922
材料貯蔵品	1,667	未払費用	1,076
前払費用	42	未払法人税等	634
未収入金	1,348	未払消費税等	1,046
関係会社預け金	3,500	未成工事受入金	1,567
その他	308	預り金	2,136
貸倒引当金	△6	工事損失引当金	40
		その他	2
固定資産	38,724	固定負債	4,266
有形固定資産	19,673	リース債務	1,563
建物・構築物	6,200	退職給付引当金	2,623
機械・運搬具	290	その他	80
工具器具・備品	99		
土地	11,115	負債合計	26,928
リース資産	1,917	(純資産の部)	
建設仮勘定	50	株主資本	42,972
無形固定資産	103	資本金	3,451
投資その他の資産	18,947	資本剰余金	4,221
投資有価証券	6,797	資本準備金	4,209
関係会社株式	8,123	その他資本剰余金	12
従業員に対する長期貸付金	34	利益剰余金	35,963
関係会社長期貸付金	20	利益準備金	862
破産更生債権等	0	その他利益剰余金	35,101
長期前払費用	0	固定資産圧縮積立金	711
前払年金費用	2,292	特別償却準備金	56
繰延税金資産	1,381	別途積立金	29,700
その他	314	繰越利益剰余金	4,633
貸倒引当金	△16	自己株式	△664
資産合計	69,446	評価・換算差額等	△453
		その他有価証券評価差額金	△453
		純資産合計	42,518
		負債純資産合計	69,446

損益計算書 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	70,055	
兼業事業売上高	1,031	71,087
売上原価		
完成工事原価	61,747	
兼業事業売上原価	711	62,459
売上総利益		
完成工事総利益	8,307	
兼業事業総利益	320	8,628
販売費及び一般管理費		6,875
営業利益		1,752
営業外収益		
受取利息及び配当金	716	
物品売却益	101	
その他	229	1,046
営業外費用		
支払利息	121	
その他	82	204
経常利益		2,594
特別損失		
固定資産売却損	1	
減損損失	141	
投資有価証券評価損	248	
その他	3	395
税引前当期純利益		2,199
法人税、住民税及び事業税	669	
法人税等調整額	△142	527
当期純利益		1,671

株主資本等変動計算書 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自 己 株 資 合 本 計	株 資 合 本 計		
		資 本 準備金	その 他 資 本 剰余金	利 益 準備金	その他利益剰余金							
					固定資産圧縮積立金	特 別 償 却 準備金	別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金				
当期首残高	3,451	4,209	12	862	714	112	29,700	3,568	△661	41,970	1,155	43,126
事業年度中の変動額												
固定資産圧縮積立金の取崩					△2			2		-		-
特別償却準備金の取崩						△56		56		-		-
剰余金の配当								△666		△666		△666
当期純利益								1,671		1,671		1,671
自己株式の取得									△3	△3		△3
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											△1,609	△1,609
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△2	△56	-	1,064	△3	1,001	△1,609	△607
当期末残高	3,451	4,209	12	862	711	56	29,700	4,633	△664	42,972	△453	42,518

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和2年5月11日

株式会社 四 電 工
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
高 松 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 久 保 誉 一 ㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 池 田 哲 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社四電工の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社四電工及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和2年5月11日

株式会社 四 電 工
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
高 松 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 久 保 誉 一 ㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 池 田 哲 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社四電工の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を含む監査計画を定め、内部統制システムの整備・運用状況を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等の職務の執行状況について、取締役会付議事項をはじめその他重要事項に関する意思決定の内容を中心に意見交換を実施いたしました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査計画に従い、取締役、会計監査人、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決定書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和2年5月15日

株式会社四電工 監査役会

常任監査役（常勤）	玉野弘	Ⓔ
監査役（常勤）	臼杵明彦	Ⓔ
監査役	川原央	Ⓔ
監査役	大藪修二	Ⓔ
監査役	岡林正文	Ⓔ

(注) 監査役川原央、監査役大藪修二および監査役岡林正文は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期的に安定した事業展開を図っていく観点から内部留保の充実に努めるとともに、株主価値の向上を基本に、業績や配当性向を勘案しながら株主の皆さまに利益を還元していくことを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、この基本方針および当期の業績を踏まえ、次のとおりであります。期末配当につきましては、1株につき40円といたしたいと存じます。これにより、先に1株につき40円の間配当金をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は前期と同額の1株につき80円となります。

○ 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金40円 総額313,637,360円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和2年6月29日

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		現在の地位および担当	取締役 在任期間	取締役会 出席回数
1	宮内 義憲	再任	取締役社長	2年	11回／11回 (100%)
2	末廣 憲二	再任	専務取締役 経営補佐、企画広報部・ 事業開発部（海外）・営業本部・技術 本部担当、東京本部担任、原価管理室長	5年	11回／11回 (100%)
3	古川 俊文	再任	専務取締役 経営補佐、人事労務部・ 事業開発部・経理部・働き方改革担当	1年	8回／9回 (89%)
4	関谷 幸男	新任	電力本部参与	-	-
5	松岡 一雄	再任	常務取締役 営業本部長	2年	11回／11回 (100%)
6	重松 雅男	再任	常務取締役 営業本部副本部長兼 アイ電気通信株式会社代表取締役社長	1年	8回／9回 (89%)
7	高橋 亮	再任	常務取締役 技術本部長、資材部担当	1年	9回／9回 (100%)
8	山崎 直樹	新任	常務執行役員 社長室長兼企画広 報部長	-	-
9	白井 久司	再任	社外取締役 取締役	1年	7回／9回 (78%)
10	森糸 繁樹	再任	社外取締役 独立役員 取締役	4年	11回／11回 (100%)
11	真鍋 洋子	再任	社外取締役 独立役員 取締役	4年	10回／11回 (91%)

候補者
番号

1

みや うち よし のり

宮内 義憲

(昭和28年2月15日生)

再任

所有する当社の株式数 6,451株

略歴、地位および担当

- 昭和51年 4月 四国電力株式会社入社
 平成20年 6月 同社総務部長
 平成21年 6月 同社支配人総務部長
 平成23年 6月 同社常務執行役員松山支店長
 平成25年 6月 同社常務取締役、秘書部・人事労務部・総合研修所・総合健康開発センター担当
 当社取締役
 平成27年 6月 四国電力株式会社代表取締役副社長、秘書部・人事労務部・総合研修所・総合健康開発センター・
 東京支社担当
 当社取締役 退任
 平成30年 6月 当社取締役社長
 現在に至る

候補者
番号

2

すえ ひろ けん じ

末廣 憲二

(昭和30年11月5日生)

再任

所有する当社の株式数 4,852株

略歴、地位および担当

- 昭和49年 4月 当社入社
 平成24年 6月 当社理事営業本部設備技術部長
 平成26年 3月 当社理事営業本部設備技術部長兼特需対応プロジェクトチームサブリーダー
 平成27年 3月 当社理事営業本部営業戦略室長
 平成27年 6月 当社取締役営業本部営業戦略室長
 平成28年 3月 当社取締役営業企画担当、営業戦略室長
 平成28年 6月 当社取締役営業企画担当
 平成29年 6月 当社常務取締役、営業本部・技術本部担当
 平成30年 3月 当社常務取締役、営業本部・技術本部担当、原価管理室長
 平成30年 6月 当社専務取締役、経営補佐、企画広報部・事業開発部（海外）・営業本部・技術本部担当、原価
 管理室長
 令和元年 6月 当社専務取締役、経営補佐、企画広報部・事業開発部（海外）・営業本部・技術本部担当、東京
 本部担任、原価管理室長
 現在に至る

候補者
番号

3

ふる かわ とし ふみ
古川 俊文
(昭和33年1月11日生)

再任

所有する当社の株式数 3,728株

略歴、地位および担当

昭和55年4月 四国電力株式会社入社
平成25年6月 同社人事労務部長
平成27年6月 同社執行役員人事労務部長
平成29年6月 同社常務執行役員 人事労務部担任
平成30年6月 同社常務執行役員 人事労務部・総合研修所担任
令和元年6月 当社専務取締役、経営補佐、人事労務部・事業開発部・経理部・働き方改革担当
現在に至る

候補者
番号

4

せき や ゆき お
関谷 幸男
(昭和36年2月18日生)

新任

所有する当社の株式数 2,000株

略歴、地位および担当

昭和59年4月 四国電力株式会社入社
平成23年3月 同社松山支店副支店長兼営業部長
平成26年6月 同社お客さま本部配電部長
平成28年3月 同社電力輸送本部配電部長
平成28年6月 同社執行役員電力輸送本部配電部長
平成30年4月 同社執行役員、送配電カンパニー配電部担当
令和元年6月 同社常務執行役員、送配電カンパニー社長補佐配電部担当
令和2年3月 当社電力本部参与
現在に至る

候補者
番号

5

まつ おか かず お
松岡 一雄
(昭和31年1月31日生)

再任

所有する当社の株式数 3,194株

略歴、地位および担当

昭和53年4月 当社入社
平成21年3月 当社営業本部営業部副部長
平成23年3月 当社営業本部営業部部長
平成26年6月 当社理事営業本部営業部部長
平成28年6月 当社常務執行役員営業本部長付（官公庁担当）
平成29年3月 当社常務執行役員営業本部長
平成30年6月 当社常務取締役営業本部長
現在に至る

候補者
番号

6

しげ まつ まさ お
重松 雅男
(昭和29年10月13日生)

再任

所有する当社の株式数 4,474株

略歴、地位および担当

昭和48年4月 当社入社
平成23年6月 当社理事大阪本部副本部長兼営業部長
平成24年6月 当社理事大阪本部長
平成25年6月 当社取締役大阪本部長
平成28年6月 当社常務執行役員大阪本部長
平成29年6月 当社常務執行役員徳島支店長
平成30年6月 当社常務執行役員徳島支店長兼関西広域営業担当
平成30年7月 当社常務執行役員徳島支店長兼関西広域営業担当
アイ電気通信株式会社取締役
令和元年6月 当社常務取締役営業本部副本部長兼アイ電気通信株式会社代表取締役社長
現在に至る

重要な兼職の状況 アイ電気通信株式会社代表取締役社長

候補者
番号

7

たか はし りょう
高橋 亮
(昭和33年8月28日生)

再任

所有する当社の株式数 1,546株

略歴、地位および担当

昭和57年 4月 当社入社
平成26年 3月 当社営業本部設備技術部部长
平成27年 3月 当社営業本部設備技術部部长
平成29年 3月 当社執行役員技術本部长
平成30年 6月 当社常務執行役員技術本部长
令和元年 6月 当社常務取締役技術本部长、資材部担当
現在に至る

候補者
番号

8

やま さき なお き
山崎直樹
(昭和36年10月30日生)

新任

所有する当社の株式数 1,000株

略歴、地位および担当

昭和61年 4月 四国電力株式会社入社
平成26年 3月 同社高知支店総務部部长
平成28年 8月 当社社長室部长
平成29年 3月 当社企画広報部长
平成29年 6月 当社執行役員企画広報部长
令和元年 6月 当社常務執行役員社長室長兼企画広報部长
現在に至る

候補者
番号

9

しら い ひさ し
白井久司
(昭和33年10月3日生)

再任

社外取締役

所有する当社の株式数 400株

社外取締役の在任期間 1年

略歴、地位および担当

昭和56年 4月 四国電力株式会社入社
 平成20年 3月 同社経理部副部長
 平成22年 6月 同社監査役室長
 平成24年 6月 同社執行役員経理部長
 平成27年 6月 同社常務執行役員経理部長
 平成28年 6月 同社常務執行役員経理部担任
 平成29年 6月 同社常務取締役、経理部・資材部担当
 令和元年 6月 同社取締役常務執行役員事業開発室長、経理部・資材部・情報システム部担当
 現在に至る
 令和元年 6月 当社取締役
 現在に至る

重要な兼職の状況 四国電力株式会社取締役常務執行役員

社外取締役候補者とした理由

電力業界における豊富な経験と幅広い知識を当社経営に活かし、取締役会の一層の活性化を図るためであります。

候補者
番号

10

もり いと しげ き
森 糸 繁 樹
(昭和22年6月1日生)

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社の株式数 一株

社外取締役の在任期間 4年

略歴、地位および担当

昭和46年4月 株式会社百十四銀行入行
平成16年6月 同行取締役総務部長兼庶務管財部長
平成18年6月 同行取締役総務部長
平成19年6月 同行常務取締役
平成20年6月 同行取締役常務執行役員
平成22年4月 同行代表取締役専務執行役員
平成23年4月 同行取締役（平成23年6月退任）
平成23年6月 四国興業株式会社代表取締役社長（平成27年6月退任）
平成28年6月 当社取締役
現在に至る
平成29年6月 アオイ電子株式会社社外取締役
令和元年6月 同社社外取締役監査等委員
現在に至る

重要な兼職の状況 アオイ電子株式会社社外取締役監査等委員

社外取締役候補者とした理由

金融機関等における企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識をもとに、独立した立場から取締役等の職務の執行を監督していただくことにより、取締役会の一層の活性化を図るためであります。

候補者番号 11

ま なべ よう こ
真鍋 洋子
(昭和24年1月1日生)

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社の株式数 一株

社外取締役の在任期間 4年

略歴、地位および担当

平成14年5月 株式会社サンクスアンドアソシエイツ東四国（現アイル・パートナーズ株式会社）代表取締役社長
 平成17年6月 香川日産自動車株式会社取締役
 平成21年4月 同社監査役
 現在に至る
 平成24年5月 株式会社サンクスアンドアソシエイツ東四国（現アイル・パートナーズ株式会社）代表取締役会長
 現在に至る
 平成28年6月 当社取締役
 現在に至る

重要な兼職の状況

アイル・パートナーズ株式会社代表取締役会長
 香川日産自動車株式会社監査役

社外取締役候補者とした理由

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識をもとに、独立した立場から取締役等の職務の執行を監督していただくことにより、取締役会の一層の活性化を図るためであります。また、女性の視点から、有益なご意見をいただけるものと期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 白井久司、森糸繁樹、真鍋洋子の3氏は社外取締役候補者であります。当社は、森糸繁樹および真鍋洋子の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 3. 白井久司氏は現在および過去5年間において、当社の特定関係事業者である四国電力株式会社の業務執行者であります。
 4. 白井久司、森糸繁樹、真鍋洋子の3氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令で定める額となります。なお、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の当社第55回定時株主総会において、年額2億1,600万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を、年額5,000万円以内として設定いたしたいと存じます。この内容は、本制度の目的、会社業績および現在の持株会への抛出状況等諸般の事項を勘案しており、相当と考えております。

なお、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は11名（うち社外取締役3名）となります。

記

対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬について、指名・報酬委員会の諮問を経て、当社取締役会決議に基づき、上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役の地位を退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役の地位を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

香川県高松市花ノ宮町二丁目3番9号
株式会社四電工本店
(5階)

交通

- 花ノ宮町バス停から
徒歩 約4分
- ことでん栗林公園駅から
徒歩 約12分
- JR栗林駅から
徒歩 約20分



お願い

駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。